

# 下水道



下水道に接続しないし尿処理施設は、下水道に接続できるにもかかわらず、排水設備工事をしないでくみ取り式トイレを使い続けることは、し尿処理施設に負担をかけることとなります(右の①)。老朽化しているし尿処理施設をできるだけ長持ちさせ

るために、また、運転費や維持管理費などに多大な税金を使わないために、早めに下水道へ接続してください。  
なお、市では、排水設備工事について百万円までの融資あっせん和利子の補給を行っています。  
●問い合わせ 下水道課業務係(☎24-2111内線532)へ。

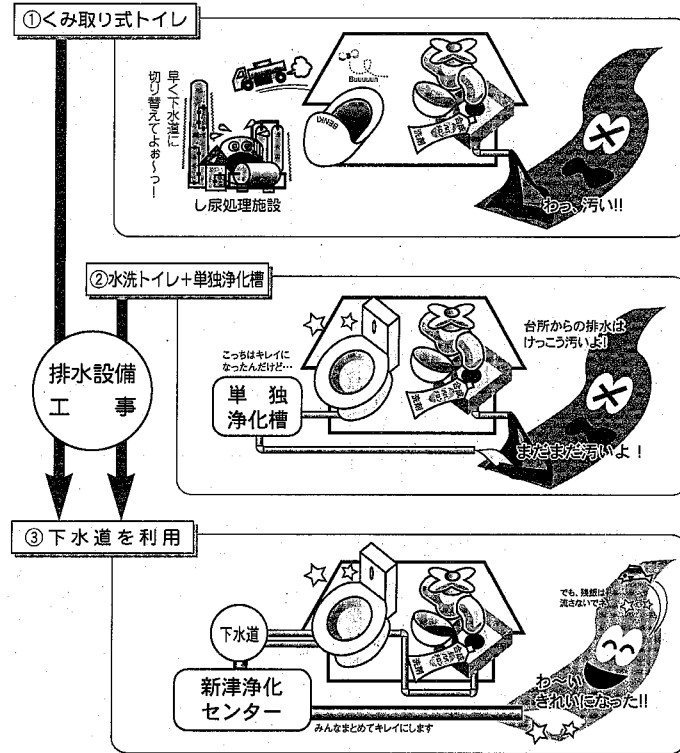
## 単独浄化槽の水洗トイレは△

「ウチのトイレは水洗で浄化槽を使ってきれいにしているから下水道につながなくてもいいだろう」と思っている人もいます。しかし、一般家庭で使われている単独浄化槽は台所や洗面所、台所などの家庭雑排水を浄化しません(右の②)。これらの雑排水は直接川に流れ込み、循環する水環境を汚すこととなります。下水道が使えるようになったら、トイレの汚水だけでなく家庭内から出る雑排水をまとめてきれいに下水道を利用してください(右の③)。

## 不要になった浄化槽も有効利用

下水道を利用すると浄化槽が不要となりますが、浄化槽を埋めずに宅地内に降った雨を貯めて草花の水やりなどに利用すると雨水資源の有効利用や豪雨時の排水路や雨水管の負担を減らすことができます。  
市では、今年度から浄化槽を雨水貯留槽に転用する工事費の助成を始めました。工事費の三分の二以内、八万円を限度として助成します。  
●問い合わせ 下水道課工務係(☎24-2111内線535)へ。

# を利用してきれいな水環境をつくりましょう



私たちはさまざまな自然の恵みを受けていますが、その一方で自然環境を守る義務もあります。自然からの恵みの一つである水は、空、大地、そして海と循環しています。ですから私たちの家庭から出る雑排水をそのまま流せばこうした水環境を壊すこととなります。使った水をきれいにして自然に返すことは、自然からの恵みとして受けた者としての義務なのです。今号では、きれいな水環境をつくるのに欠かせない下水道の今年度の工事箇所をお知らせします。

## 新津市の下水道は汚水と雨水の二系統

新津市の下水道は、水洗トイレや台所、洗面所などの雑排水を流す「汚水」と屋根などからの雨水を併せて流す「雨水」の二系統に分けて処理されています。

## 下水道は接続してこそ効果あり!!

そんな水環境を守る下水道を整備しても、各家庭からの生活雑排水などを下水道(汚水)本管に接続する排水設備工事をしていたら効果が発揮することができません。下水道が使えるようになること、下水道が使えるようになることをお知らせするチラシを各家庭に配ります。現在、くみ取り式トイレを使用している家庭では三年以内に、単独浄化槽を使用している家庭では速やかに排水設備工事をしてください。